

日雇派遣の原則禁止について（概要）

- 派遣元事業主は、以下の場合を除き、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）について労働者派遣を行ってはならない。

<禁止の例外>

- ① 日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（日雇派遣の例外業務）について派遣する場合
- ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等を派遣する場合（日雇派遣の例外の場合）

① 日雇派遣の例外業務（いわゆる17.5業務）

→以下の業務をいう。

- | | | | |
|------------|--------------|---------------------|----------------------------|
| ○ ソフトウェア開発 | ○ ファイリング | ○ 添乗 | ○ 書籍等の制作・編集 |
| ○ 機械設計 | ○ 調査 | ○ 受付・案内 | ○ 広告デザイン |
| ○ 事務用機器操作 | ○ 財務処理 | ○ 研究開発 | ○ O A インストラクション |
| ○ 通訳、翻訳、速記 | ○ 取引文書作成 | ○ 事業の実施体制の
企画、立案 | ○ セールスエンジニアの
営業、金融商品の営業 |
| ○ 秘書 | ○ デモンストレーション | | |

② 日雇派遣の例外の場合

→日雇労働者が以下のいずれかに該当する場合をいう。

- 60歳以上の者
- 雇用保険の適用を受けない学生（いわゆる「昼間学生」）
- 副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）
- 主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）

日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成20年厚生労働省告示第36号)の概要

1 趣旨

- 日雇派遣労働者(日々又は30日以内の期間を定めて雇用される者)について、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置を定めたものである。

2 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

- 派遣元事業主及び派遣先は、事前に就業条件を確認する。
- 労働者派遣契約、労働契約の期間を長期化する。
- 派遣元事業主は、雇入れ時、日雇派遣が可能な業務又は日雇派遣が可能な場合に該当することを確認する。
- 労働者派遣契約の解除の際に、就業のあっせんや損害賠償等の適切な措置を図る。

3 労働者派遣契約に定める就業条件の確保

- 派遣先の巡回、就業状況の報告等により労働者派遣契約に定められた就業条件を確保する。

4 労働・社会保険の適用の促進

- 派遣元事業主は、労働・社会保険(日雇に関する保険を含む。)の手續を適切に行う。
- 派遣元事業主は、派遣先に対し労働・社会保険の適用状況を通知し、派遣先と日雇派遣労働者に未加入の場合の理由の通知を行う。

5 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示

- 労働基準法に定められた労働条件の明示を確実に行う。
- 労働者派遣法に定められた就業条件の明示を、モデル就業条件明示書(日雇派遣・携帯メール用)の活用等により確実に行う。

6 教育訓練機会の確保

- 派遣元事業主は、職務の遂行のための教育訓練を派遣就業前に実施する。
- 派遣元事業主は、職務を効率的に遂行するための教育訓練を実施するよう努める。

7 関係法令等の関係者への周知

- 派遣元事業主は、日雇派遣労働者登録用のホームページや登録説明会で関係法令の周知を行う。また、文書の配布等により、派遣先、日雇派遣労働者等の関係者に関係法令の周知を行う。
- 派遣先は、文書の配布等により、派遣労働者、直接指揮命令する者等の関係者に関係法令の周知を行う。

8 安全衛生に係る措置

- 雇入れ時の安全衛生教育、危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に行う。

9 労働条件確保に係る措置

- 賃金の一部控除、労働時間の算定をはじめとして、労働基準法等関係法令を遵守する。

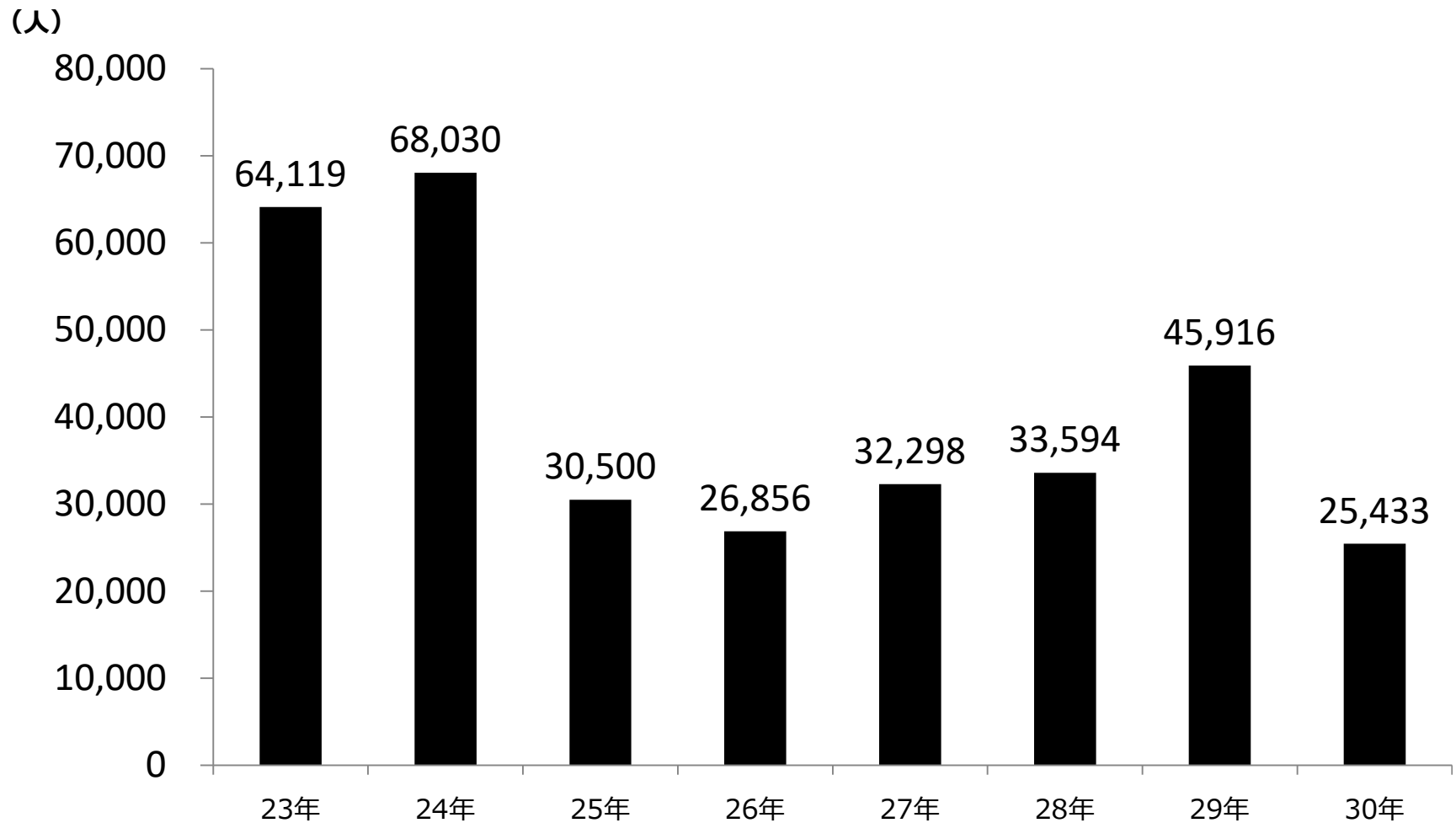
10 情報の提供

- 派遣元事業主は、労働者派遣の実績、いわゆるマージン率等に関する情報を適切な方法により行う。

11 派遣元責任者及び派遣先責任者の連絡調整等

- 派遣元責任者及び派遣先責任者は、安全衛生等について連絡調整を十分に行う。

【参考】日雇派遣労働者数の推移について



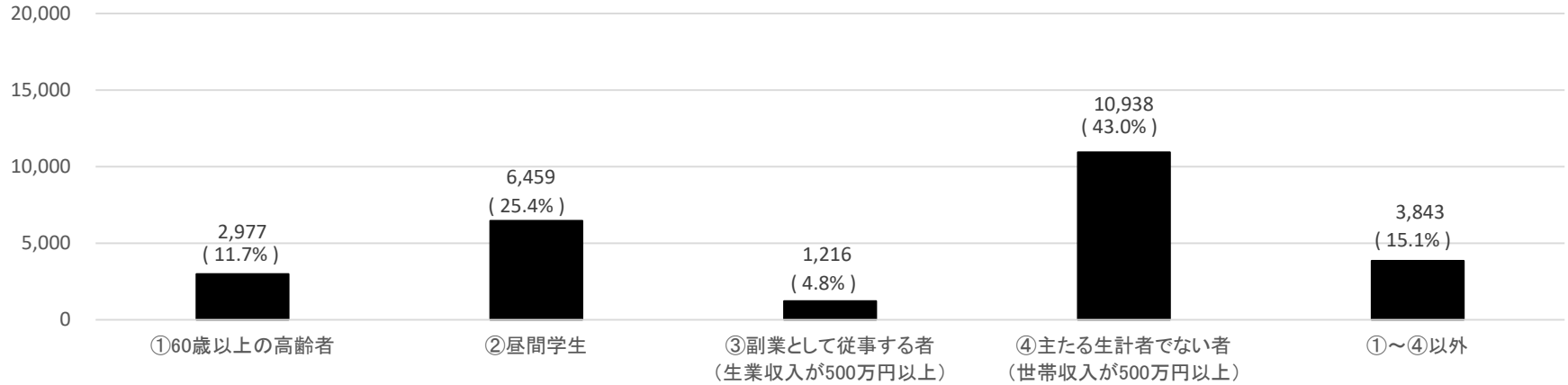
※ 各年6月1日時点の人数

資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告」

【参考】日雇派遣労働者の内訳 <平成30年6月1日時点>

(人) <属性別>

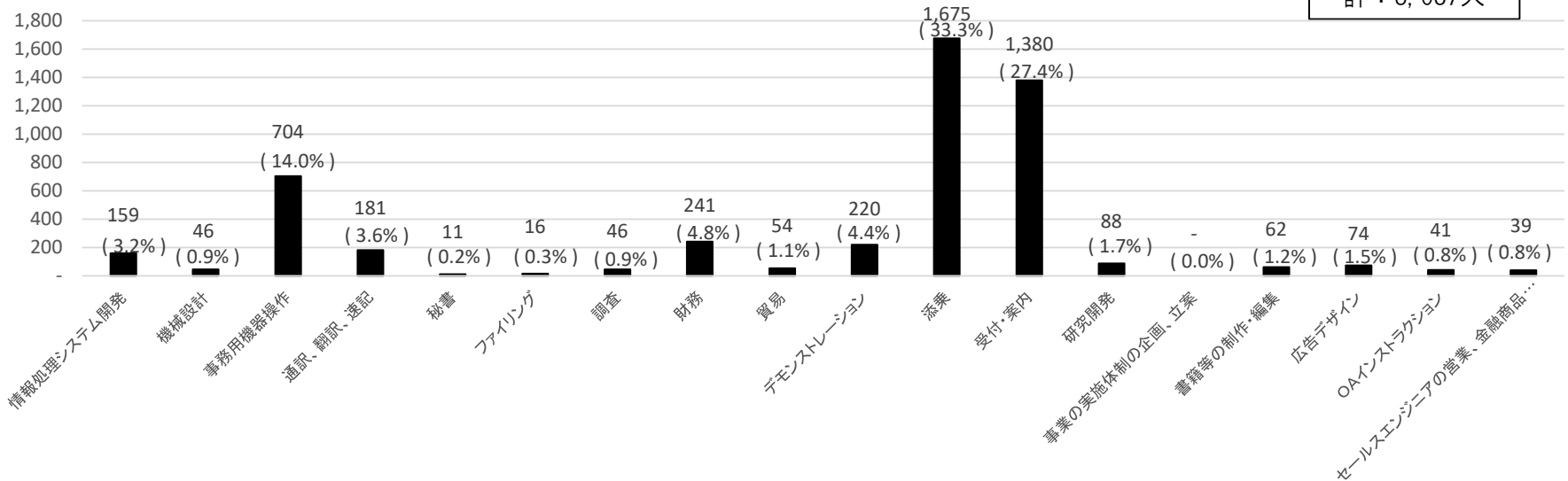
計：25,433人



<業務別> (日雇派遣が認められている業務)

(人)

計：5,037人



資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告」（平成30年6月1日現在の状況）

日雇派遣労働者の年収要件について

<現行の考え方>

日雇派遣については、必要な雇用管理がなされず、派遣労働者の保護に欠けることから、原則禁止としている。

この点、「生活のためにやむを得ず日雇派遣の仕事を選ぶことのない水準」にある者については、派遣労働者の保護が欠けるおそれが少ないため、原則禁止の例外としている。

標準生計費の2倍程度の年収があれば、「生活のためやむを得ず日雇派遣の仕事を選ぶことのない水準」であるとの認識のもと、この水準を年収500万円としており、「副業として従事する者」と「主たる生計者以外の者」については、年収500万円以上の者に限り、例外的に日雇派遣に従事することができることとされている。

(参考) 収入要件の考え方

※ 平成24年6月22日 労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会 資料2 抜粋

○ 収入要件の具体的な水準については、

- ・ 2～4人世帯の平均的な標準生計費(世帯数による加重平均)の「2倍」(注:270万円(平成23年4月)×2倍)を基準に考えていくことを基本とするが、
- ・ 各種調査の所得分布(世帯単位・個人単位)も参考としつつ、
- ・ 賃金構造基本統計調査における正社員労働者の平均年収や、数字の分かりやすさ等も加味し、「500万円以上」と設定してはどうか。